

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第6号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第4項本文中「文化市民局長は」を削り、「を、都市計画局長は」を「にあつては、主管事務につき、文化市民局長又は文化市民局文化芸術担当局長が、」に、「を代決する」を「にあつては、都市計画局長が代決する」に改め、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、軽易又は定例なものについては、教育委員会事務局の例に準じてさらに下位の職の者が代決することができる。

「
開晴小中学校教育企画推進室
第16条中 総合育成支援課 を
指導主事室
発達障害支援室
」

「
総合育成支援課
指導主事室 に改める。
発達障害支援室
白河総合支援学校分校開設準備室
」

第17条指導部の款開晴小中学校教育企画推進室の項を削り、同款総合育成支援課の項の次に次の1項を加える。

白河総合支援学校分校開設準備室

(1) 白河総合支援学校分校の開設準備に関すること。

第19条第8項表以外の部分中「部及び室」を「室及び部」に改め、同項の表体育健康教育室の項中「子ども安全課長 保健課長」を「保健安全課長」に改め、同表生涯学習部の項中「家庭地域教育支援課長」を「家庭地域教育支援課長 施設運営課長」に改め、同

条第9項表以外の部分中「及び室」を「，室等」に改め，同項の表総務部教職員人事課の項中「企画係長 人事係長」を「人事係長」に改め，同表生涯学習部の項中「放課後まなび教室推進係長」を「放課後まなび教室推進係長 企画係長」に改める。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)